

特 246

658

昭和十八年十二月
資料第三四八號

スマトラ・アチエー原住民の政治社会

財団法人 南洋経済研究所



0054938-000

特 246-658

スマトラ・アチエー原住民の政治社会

南洋経済研究所

昭和19

AIE

はしがき

本號は蘭領東印度百科辭典 Encyclopaedie van Nederlandsch Oost-Indie から翻譯したもので、表題事項の梗概を知るに甚だ適切な資料であり、又東印度慣習法研究に關係の深い事項である。譯者囑託高桑昇三。
昭和十八年十二月一日

財團法人 南洋經濟研究所

目次

(イ) 村落……………(一)

(ロ) ムキム……………(一)

(ハ) 土侯自治領區……………(二)

(ニ) スルタン領……………(三)

譯者補遺……………(五)

アチエー州略圖……………(卷末)

特296
658

スマトラ・アチエー原住民の政治社會

(イ) 村落 (ガムボン)

アチエーに於ける民衆の結合は既に久しく血縁的と云ふよりは寧ろ地縁的と云ふ性質を帯びて居る。従つて諸部族は本地方内に散在して、ばらばらに居住し、村落——ガムボン(大部分の所では行政區をガムボンと云ふ)——の住民は、所屬部族乃至氏族の何たるやを問はず、村長(ケチヒ又はチヒと云ひ、「最長老」の謂)の支配に服する。とは云へ、彼等村民は皆ケチヒの「子供達」と稱され、ケチヒの地位は尙幾分は家長(家族の長)の地位に類する。若し村民にして他のガムボンへ移住し又は他のガムボンの者と婚姻せんと欲するならば、それにはケチヒの承諾が必要とされる。村長は村政の仕事を行ふに當つては長老會議の輔佐を受けるが、これは地方慣習に通曉し、且つ體驗に富む人々から成立するものである。ガムボンに於ける宗教的要務の世話はアンタウ(註)に委ねられる。

(註) チンタウ Chintau (トゥアンクウ Coankoe 即ち我が君の謂)の稱號をアチエーに於いて一般に與へられる人々は、その扱ふ仕事に關聯して居るか、又は回教事情精通者として卓拔せる人々である。ガムボンのテンクウは通常法學知識に秀でて居るとは限らない。彼は彼の機能を適宜に遂行する爲に必要な知識をすら必しも有するとは限らないので、時には他の人々が其の點で彼を輔佐しなければならぬことさへある。(C.スノウク・ヒニールフロニー「アチエー人」第一卷七三頁参照)

(ロ) ムキム

ガムボンの上には、若干のガムボンが合同して出來たムキムが存在する。回教法に於いては、ムキムなる

語は、土地で行はれる金曜日勤修に「定住民」として参加する義務ある成人を指す。さて、東印度を風靡せるシャブイーア派回教々義に依れば、此の勤修は少くとも四〇名の人々が出席する時にのみ行はるべきであるとされるが、大部分のアチエーの村々の人口は、毎週の勤修に規則正しくそれだけの数の参加者を數へ得る程充分多くはないのである。されば、相互に餘り遠く離れて居ない若干のガンボンの中心地に、金曜日勤修を行ふ爲、全ての村民の便宜上、一回教寺院が建立された。そして毎金曜日、共有のモスケーにその村々の「定住民」が參集するに至り、その村々の領域を「ムキム」と稱した。アラビア語の本來の語義からすれば俗化ではあるが、他の馬來語地方でも亦見られる現象である。(大アチエー地區の三箇のサギは、その含むムキムの初期の數に依つて、二二ムキムのサギ(南部)、二五ムキムのサギ(西部)及び二六ムキムのサギ(東部)に區分されるが、此の名稱は、後にムキムの數が、二五ムキムのサギ及び特に二二ムキムのサギに於いて人口の増加に依り、増大した時にも、尙その儘保持された)——さればムキムは最初は専ら寺院區分を構成したのであつた。遠隔の屬州地域に於いては今猶斯かる事態も亦存する。併し乍ら、大アチエー地區及び若干の近接屬州地區(ビデイエ地區及びサマランガ地區等)ではムキムは、それと共に又行政管區とも成り、その長はイムム(アラビア語のイマムより由來す)の稱號を有する。此職號よりして既に明らかなる如く、イムムは最初は單に回教寺院に於ける勤修の導師に他ならなかつた。然し後に至つて、イムムは此の勤修を他の者に譲つて、自らは俗界の長と成つたのである。

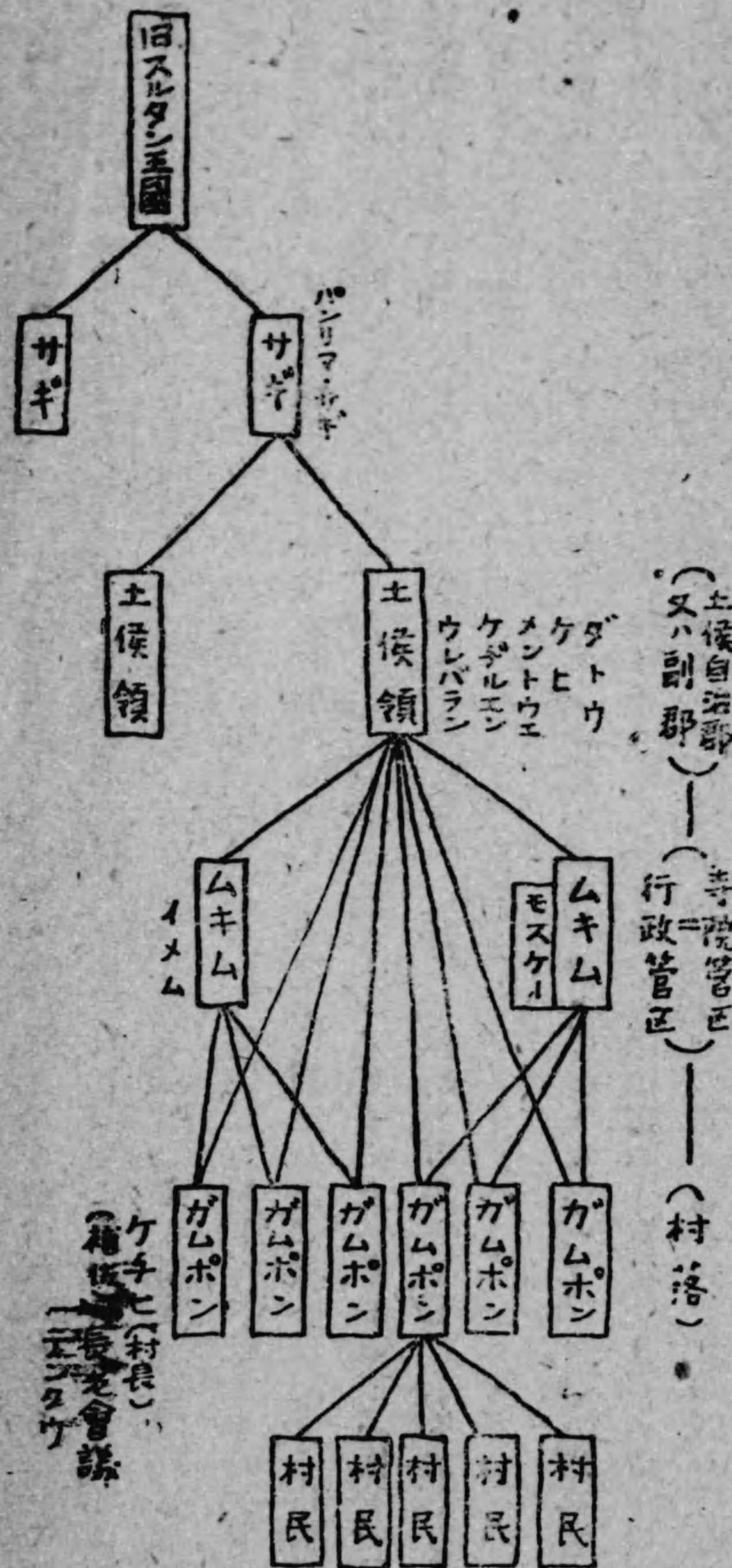
(ハ) 土侯自治領區

既に有史時代に入るや、アチエーは、それぞれ世襲首長が領主として支配して居た多くの土侯領に分れて

居た。大アチエー地區ではそれをウレバランと唱へ、他の首長の輔佐なしに獨立の權力を振つて居た。屬州地區では彼等は又様々の稱號(例へばケチルウエン、メントロエ、チヒ、ダト一等々)を有し、多くは所謂四天王(トゥア・ペエト)又は其他の稱號を有する族長等の補佐を受けて居たが、此等の族長等は多くの場合に地方慣習に則つて意見を表明しなければならなかつた。大アチエ地區ではウレバラン達は——明らかに共通利害に立脚して——三箇の聯盟に統合された(此が三の所謂サゴエ又はサギであり、大アチエー地區の三角地帯の「三邊」を意味する)。此の聯盟の長たるバンリマ・サギは、併し乍ら、締盟者の共通利害に關聯せる事件にのみ權力行使を承認されたに過ぎない。屬州地域に於いても亦同様の聯合體が現はれた。殊にビデイエ地區のギギエンのそれや、バセのその如き、その最たるものである。此等の土侯領はその支配者ウレバランと共に、サギはその支配者バンリマ・サギと共に、現在の蘭印行政體系中にその儘認められて維持されて居る。

(ニ) スルタン領

首長達から共通の主權者として崇服されたのは開港市アチエーの土王であつた。此等の土王は、馬來語の公文書ではスルトンの稱號を自稱して居たが、アチエー人からは通常ボテ(即ち我が君の意)又はラジャと稱された。彼等の榮位は海上及び近隣の諸港に對する彼等の支配に由來したのである。其處から現はれる産物はスルタン王宮の富と華麗との主要源泉を爲し、その間の消息は、昔から原住民や歐洲人の記録に傳へられて居る。それに反し、奥地はスルタンにとつては重要性に乏しい。スルタン王國の繁榮時(十六世紀後半と特に十七世紀前半)に於いてすら、スルトンの直接支配は首都の最近郊に限られて居た。土侯領の領主達



東印度諸種族中最後迄蘭印政府軍に抗戦し、今世紀の初頭、一九〇四年に至る迄約三十年間に亘つて勇戦敢闘、遂に精英なる近代の武器を備へた蘭印政府軍の前に屈服したとは云へ、勇武の名を全東印度に響かせたアチエー人の民族誌的記述は、之を別冊「アチエー人民族誌」に譲ることとし、此處では前述のアチエー人の民族政治社会が蘭印行政體系中に如何なる地位を占めて居るかを補足したい。理解の便宜の爲に既述の本來的な種族社会構造を圖解すれば次の如くであらう。

譯者補遺

は——後年に於いてすら尙——彼等の顯位をスルタンから拜領し、その證としてスルトンの九重印章の附いた印許狀(所謂サラカタ即ち特有の任命書)を拜受するのであつたが、實際には彼等の領地内では獨立自主であつた。既に十七世紀の終りにはスルタン達は全く大アチエー地區内の首長の後見下に立つに至つた。その先鞭は三箇のサギの長がつけ、彼等は彼等の欲する者をスルタンに選出したが、それは多くは死去した土王の子孫に屬する者であつた。又時には例へばアチエーに存続したサイイド(註)の如き異邦人もあつた。選ばれたスルタンは彼等の選出に對し彼等に若干の金額を支拂つた。時の經つ裡にその他の首長等も亦土王の選舉に對し勢力を振ふ様に成つた。傳承に依れば、恒常的に十二名の首長が(その中には三名のパンリマ・サギも含まる)一種の選舉人團を形成して居たと云ふ。其後のスルタン等はダラム即ち廣大な土王宮(後に歐洲人に依りクラトンと稱された)以外には何等法律的影響を及ぼさなく成り、一八七三年にビディエのケマラへ王宮が移つて以後は、アチエー・スルタンと云ふ昔からの榮位の最後の痕跡すらが消失して了つた。一九〇三年一月十日シグリに於ける僭稱スルタン・アラウデイン・ムハマット・ダウオット・シヤ一の降服聲明と共に、スルタン領は實質上アチエー人にとつても亦存続せざるに至つたのである。

(註) サイイド。モハマッドの孫フセインの後裔を東印度ではサイイドと稱し、回教徒間での貴族層として扱ふ。詳しくは別冊「インドネシア人の身分と階級」参照——譯者。

却説、蘭印政府は、アチエー平定後、その得意とする分割支配政策と二重統治政策とから往昔の如き強力なるアチエー人の統一的政治結集を許さず、地区的政治體たる土侯領を個々に自治領化して、之を蘭印地方行政體系中の下級組織たる郡又は副郡とし、以て蘭人地方行政官たる理事官又は副理事官の指揮下に置くと共に、他面種族慣習と種族自治との尊重の名目下に、「簡易宣言」の誓約に立脚して歸順したるウレバラン級の各土侯領主を各自の小さな領域内に於ける自治長官として名義上の権限を之に與へ、配するに實權を掌握せる内務監督官、内務指揮官等の御目付役を以てした。後に掲げるアチエー土侯自治領主名簿を一瞥すると夫々の自治領の大きさが如何なる程度のものであるかが判ると共に、首長名の稱號を通じて自治郡區長の身分に就いても示唆する所あるであらう。

舊蘭印政府はアチエー理事州の首都をスマトラ北端の要地クタ・ラジャに定めて、一蘭人理事官の支配下に置き、全州を四箇の分州に分ち、蘭人副理事官が分州長官として此に臨み、更に各分州を若干の副分州に區分して夫々蘭人の内務監督官又は内務指揮官の擔任地域とし、以上の如き蘭人的行政組織の下部組織としてアチエー族土侯自治領が存するのであるが、狡智なる蘭印政府は舊アチエー王國の本壘たりし大アチエー分州の管区内には一箇の土侯自治領をも残存せしめて居なす。

(地域名)	(面積)	(歐人)	(原住民)	(支那人等)	(合計)
アチエー理事州	平方軒	五、三九三	九、七四五	三三、八七三	一、〇〇三、〇六三
大アチエー分州	三、三三七	一、五八九	二、三三〇	六、四四五	一、三三、九四七
アチエー北岸分州	一、四二九〇	五八九	四、五九〇	六、一九一	四六、七七〇
アチエー東岸分州	一、七二六	七九三	一、七四〇	九、一三三	一八四、六八八
アチエー西岸分州	二、〇、五九九	二、三三	三、三二二	三、〇九二	三三、五七七

〔大アチエー分州〕一蘭人副理事官を以て分州長官とした本分州には、アチエー統治政策上の必要からか、一箇の土侯自治領も存続せられなかつた。副分州は三箇。その名と長官役名とを書き連ねると、クタラジャ副分州（内務監督官）、セリム副分州（内務指揮官）、及びサバン副分州（内務指揮官）等であつた。

〔アチエー北岸分州〕 分州首邑シグリ
シグリ副分州（長官、内務指揮官） 一四自治領區

(土侯自治領名)	(首長)	(原住民)	(其他合計)
ビデイ、カレ、ラウエエン	テクウ・スライマン	三、四三〇	三、三三
アレ、エ	テクウ・アマト	三、三八〇	三、〇一〇
イボイ	當分、シグリ副分州長代行	三、七〇七	三、七〇七
アロン	テクウ・ガデエ	三、七六六	三、七八八
イー・レベエ	テクウ・マ・アリ	二、〇八二	一、一〇九
ンデヨン	テクウ・ムハマド・ハサン	一、九三七	一、九三七
グルンバン・パヨン	テクウ・メントロ・スリ・マハラジャ・マ・アリ	七、三三〇	七、三三〇
サマインドラ	テクウ・メントロ・スリ・マハラジャ・マ・アリ	一〇、三二六	一〇、三二六
バムビ及ウノエ	テクウ・パンリマ・メグウ・ムダ・ダラム	五、六三六	五、六三六
クルエン・セミデエン	テクウ・モハマド・バンダ・シヤム	一、三六六	一、三六六
ビネエン	テクウ・ブンダラ・ピネエン・プラヒム	六、二二二	六、二二二
ギギエン	テクウ・ブンダラ・パレエ・ムハマド・デン	五、〇三三	五、〇三三
ケマンガ	テクウ・ムハマド	二、八二〇	二、八二〇
レベ、エ	テクウ・ラジャ・ケチヒ	五、二〇九	五、二〇九
メレドウ副分州（長官、内務指揮官）	三自治領區	一、〇九一	一、〇九一
メレドウ	テクウ・チヒ・マフムラド	一、〇九一	一、〇九一

ランメロ副分州 (内務監督官)

九自治領區

トリエンググディン	テクウ・ベレダン	10,126	10,126
パンテラジャ	テクウ・ウビト	11,101	11,101
チユンボ	テクウ・スリムダ・パハラワン・ピンダラ	8,274	8,274
ティテエ	チユムボ・モハマド・ダウド	2,600	2,600
トリシア	テクウ・ブンダラ・モハマド・アリ	1,775	1,775
ケマラ	テクウ・ケテルエン・モハマド	1,083	1,083
メ・ダレエム	テクウ・ピンダラ・ハサン	1,070	1,070
アンデエ及ララ	テクウ・ベン・ウセン	1,642	1,642
イロト	テクウ・ウビト	630	630
ダンセ	テクウ・ハチ・リー・ニヤ・バダイ	1,101	1,101
ゲムバン	テクウ・ラシド	1,328	1,328
ビレエン副分州 (内務監督官)	テクウ・フシン	3,969	3,969
サマランガ	テクウ・チヒ・モハマド	4,622	4,622
ベサンガン	テクウ・ハチ・チヒ・モハマド・チヨアン	2,473	2,473
グルムバンドウア	アラム・シヤ	2,473	2,473
ロー・セマウエ副分州 (内務指揮官)	テクウ・ブンダラ・イステイア・ムダ・ベレダン	11,281	11,281
サワン	テクウ・ロタン	11,281	11,281
ニサム	テクウ・パンダ・ロタン	16,302	16,302
チユンダ	テクウ・チヒ・マームツド	3,832	3,832
バユ	テクウ・ラーデン	1,281	1,281
ロー・セマウエ	テクウ・アブドウル・ハミド・オーラン・カヤ	4,510	4,510
	スリ・マハラジャ・マンク・プミ	11,000	11,000

三自治領區

一〇自治領區

〔アチエー東岸分州〕 分州首邑ランサ

イデイ副分州 (内務監督官)

八自治領區

ランメロ副分州 (内務監督官)	四自治領區	
タケンゴン副分州 (内務監督官)	四自治領區	
ロジヨ・チエク・ボバサン	10,225	10,225
ロジヨ・ブケト	10,225	10,225
ロジヨ・シア・ウタマ	10,225	10,225
ロジヨ・リンゴ	10,225	10,225
ラジャ・ザイヌーディン	10,225	10,225
パンダ・チユツ	10,225	10,225
ササ・アマン・タリブ	10,225	10,225
タケンゴン副分州 (内務監督官)	四自治領區	
タクウ・ムハマド	10,225	10,225
タクウ・フシン	10,225	10,225
タクウ・モハマド	10,225	10,225
タクウ・アヂニウラン	10,225	10,225
タクウ・チヒ・モハマド	10,225	10,225
タクウ・ラジャ・ナゴ	10,225	10,225
イデイ副分州 (内務監督官)	八自治領區	
タクウ・ムハマド	10,225	10,225
タクウ・フシン	10,225	10,225
タクウ・モハマド	10,225	10,225
タクウ・アヂニウラン	10,225	10,225
タクウ・チヒ・モハマド	10,225	10,225
タクウ・ラジャ・ナゴ	10,225	10,225

イヂイ・ラエ
ベダワ・ラエ
ランサ副分州 (内務指揮官)
スongo・ラヤ
ランサ
ベレラ
セルボジャディ

四自治領區

テクウ・チヒ・モハマド・ダウド・シャー
テクウ・ハビブ・アブドウル・アジス
テクウ・サイド・ウーマル・アブドウル・アジス
テクウ・ラジャ・モハマド・アリ
テクウ・チユツト・アフマツド
ペンダ・アリ・アーマン・ラゲ

四自治領區

タミアン副分州 (内務監督官)
カラ
スンゲイ・イユウ
タミアン・ウディタ・ストラタン
タミアン・ヒリール・ストラタン
ガヨ・ルオス副分州 (内務指揮官)
ガヨ・ルオス

一自治領區

サビ—アーマン・ラムバ
アラス副分州 (内務指揮官)
アラウナス
メンベル
ラジャ・シドウン
ロジヨ・マリブン (後見付未成年者)

二自治領區

二、八五八
六、一八八
一三、二二二
三、八五八
一、〇四四
二、〇〇一
一、〇〇七
五、〇三六
一、〇四四
二、〇〇一
一、〇〇七
五、〇三六
一、〇四四
二、〇〇一
一、〇〇七
五、〇三六

〔アチエー西岸分州〕 分州首邑メラボウ

チャラン副分州 (内務指揮官) 一〇自治領區

ロークルエト
パテ
ラゲーエン
リガイ
クルーン・サベ
チノム
テクウ・マフムト
テクウ・ラジャ・イダム
テクウ・サビ
テクウ・ラジャ・マフムト
ケチルエン・イブラヒム
テクウ・フーシン

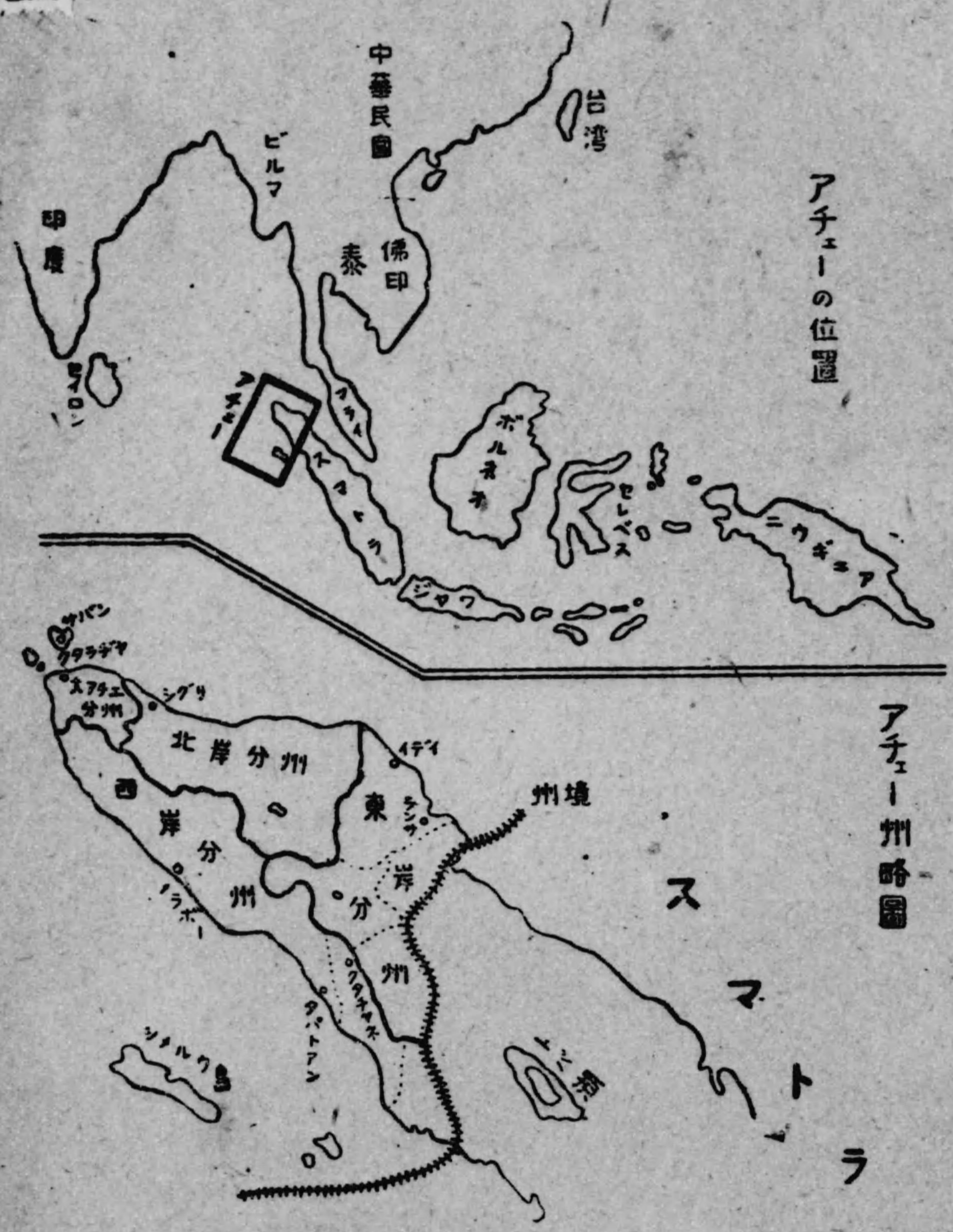
九自治領區

メラボウ副分州 (内務指揮官)
ウオイラ
アウボン
ロークブーボン
カワ
セナガン
セネアム
ペト
ペメ
トウンコブ
テクウ・ベン・モハマド・フシン・シヤア
テクウ・アリ・チヨト・セメレエン (臨時)
テクウ・ミン
テクウ・チヒ・モハマド・アリ
テクウ・ビン
トマンクウ・アブドウラー
テクウ・ペンタ・サユツ
テクウ・アベエ
テクウ・ペレダン

一〇自治領區

タバトウアン副分州 (内務監督官)
クララ・パテエ
スウソ
ブランビディ
マンゲン
ローク・パオ北部
ラプアン・ムヂ
メケ
テクウ・チユツ・デイン
ダトー・ベギンド又はダトー・ラジャ
テクウ・サビ
テクウ・ラジャ・イスカンドル
テクウ・ラジャ・ナダール
ダト・ム
テクウ・ラジャ・チユツ

449
50



アチエーの位置

アチエー州略圖

南アチエー副分州 (内務監督官) 二自治領區

- ロータール・オ・南部
- チマドワン
- タバトワン
- クルニユツ
- トルウモン
- シメルウ副分州
- シメルウ
- テパ
- レコ
- サラ
- シグウレイ
- カクウ・ラジヤ・マダモ
- チクウ・オ・イタム
- チクウ・ラジヤ・マダモ
- テクウ・マラ・アダム
- チクウ・フシ
- テクウ・ラジヤ・マフムツド
- スーダン・アミン
- スーガム
- ダトウ・モハマド・サワル
- ダトウ・モハマド・トウネイ

(内務監督官) 五自治領區

(出典) 蘭印政府年鑑第二部 (一九三九年版)
東印度報告書、第二部統計年鑑 (一九四一年度)
馬來年鑑 (アルマナク・ムラユー) 一九四二年
版「新亞細亞」第四卷第九號

三、七六七	一、九、七、七	三、七六七
一〇、四四五	一〇、四四五	一〇、四四五
一、三二九	一、三二九	一、三二九
八六八	八六八	八六八
三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇
一、九、七、七	一、九、七、七	一、九、七、七
一〇、四四五	一〇、四四五	一〇、四四五
一、三二九	一、三二九	一、三二九
八六八	八六八	八六八
三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇

關係「南洋資料」一班

資料番號

表 題 (編著者)

價 (錢)

送料

一九七	舊蘭印植民司政要畧	二五	六
二二九	スマトラ面積人口表 (篠田九万太)	四五	六
二三〇	スマトラに於ける高度と人口密度との關係	三八	六
二五一	東印度慣習法に就て	一四	六
三四七	インドネシア人の社會組織 (高桑昇三)	三〇	六
一九〇	東印度の文化風習 (千秋克己)	三〇	六
四二三	東印度人の身分稱號		
四二四	インドネシアに於ける回教と慣習		
三四八	スマトラ・アチエー原住民の政治社會	二五	六
四一五	東印度群島の言語 (高桑昇三)		
一六七	マライ語について (宇治武夫)	一〇	六

備考

價の記入なきは印刷中なり

● 頒 價 二十二錢

特別行爲 三錢

稅相當額

合計 二十五錢

昭和十九年七月二十日印刷
昭和十九年七月廿五日發行

編輯兼 東京都赤坂區表町四ノ一

發行人 小西干比古

長野縣岡谷市橋原

印刷人 鮎澤 二郎

長野縣岡谷市橋原

印刷所 鮎澤印刷所

發行所

東京都赤坂區表町四ノ一

法人 南洋經濟研究所

電話赤坂(43) 一八四五番

總發東京一四五八二三番